

大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金融機関からの融資を受けて温泉旅館等施設の整備等を行う者に対し、予算の範囲内において当該融資を受けた資金の利子の一部を補給し、温泉旅館等施設の機能等の充実を図り、もって施設利用者の満足度の向上と温泉観光地としての本市の知名度の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 温泉 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。
- (2) 温泉旅館等施設 温泉を公共の浴用に供するための施設であつて、本市の観光振興に寄与する施設として市長が認めるものをいう。
- (3) 温泉旅館等施設の整備等 温泉旅館等施設の新築、増築若しくは改築（改装を含む。）又は当該施設における設備の新設、更新、改造若しくは購入等をいう。
- (4) 金融機関 次のアからカまでに掲げる金融機関をいう。
 - ア 銀行
 - イ 株式会社商工組合中央金庫
 - ウ 株式会社日本政策投資銀行
 - エ 信用金庫及び信用金庫連合会
 - オ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
 - カ 保険会社

(交付対象者)

第3条 この要綱による大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金（以下「補給金」という。）の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 旅館業法（昭和28年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく許可若しくは公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく許可を受けて当該許可に係る営業（以下この条において単に「営業」という。）を現に行っている者又は補給金の交付申請を行った日から2年以内に営業を再開し、若しくは当該許可を受けて営業を開始しようとする者であること。
- (2) 補給金の交付申請を行う温泉旅館等施設に関し、温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けて現に温泉を公共の浴用に供している者又は補給金の交付申請を行った日から2年以内に当該許可を受けて当該温泉旅館等施設において温泉を公共の浴用に供しようとする者であること。
- (3) 市税（本市以外の市町村から課税されたものを含む。以下同じ。）を完納している者であること。
- (4) 大津市市税条例（昭和34年条例第1号）第154条に規定する入湯税の特別徴収義務者（現に営業を行っている場合に限る。）であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（補給金の交付を受けようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員及びその支店等の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当し、この要綱の目的を達するために必要であると市長が認める場合は、補給金の交付申請を行う温泉旅館等施設の整備を行った者を交付対象者と同様に扱うものとする。

- (1) 補給金の交付申請を行う温泉旅館等施設の整備を行った者であって、営業を現に行っている者に補給金の交付申請を行う温泉旅館等施設を貸し付けを行っている者
- (2) 補給金の交付申請を行う温泉旅館等施設に関し、温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けて現に温泉を公共の浴用に供している者に対し大津市雄琴温泉供給条例第6条に基づく承認を受けた地位の承継を行った者
- (3) 上記2号に該当し、前項の3号乃至5号の要件に該当する者
- (4) 補給金の交付申請を行う温泉旅館等施設に関し、営業を現に行っている者が、前条の各号に該当する場合
(補給金の交付の対象となる資金)

第4条 補給金の交付の対象となる資金（以下「対象資金」という。）は、平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間（以下「利子補給制度対象期間」という。）に着工する温泉旅館等施設の整備等に要する経費に充てるために金融機関から融資を受けた設備資金であって、利子補給制度対象期間中に当該設備資金に係る利子の支払を開始したものとする。ただし、当該資金の返済期間中に借り換えをしたときは、その借換日以後は、対象としない。

- 2 交付対象者は、複数の対象資金について補給金の交付を受けることができるものとする。
- 3 対象資金の総額は、1の交付対象者につき2億円を限度とする。この場合において、対象資金に算入しようとする借入金の総額が2億円を超えることとなるときは、当該借入金のうち金融機関から融資を受けた日の最も遅いもの（同日に複数の融資を受けた場合にあつては、そのうちいずれかのもの。次項において「上限到達資金」という。）については、当該借入金の額から、借入金の総額が2億円を超えることとなる部分に相当する額を控除した額を対象資金に算入する。
- 4 対象資金の総額が2億円に達したときは、上限到達資金の返済開始から5年を経過するまでの間は、対象資金の総額が2億円未満となっても、新たに対象資金を追加することができない。ただし、その期間中に全ての対象資金の返済が完了した場合にあつては、この限りでない。

（補給金の額）

第5条 1の対象資金に係る補給金の額は、前年度中に金融機関に対して支払った当該対象資金に係る利子相当額のうち、利率年1パーセントに相当する額（対象資金に係る借入利率が1パーセント未満である場合にあつては、利子相当額）とする。

- 2 対象資金が複数ある場合にあつては、対象資金ごとに前項の規定により算出した額の合計額とする。

（補給対象期間）

第6条 1の対象資金について補給金の交付を行う期間は、その返済開始から5年間（その返済期間が5年未満であるときは、当該返済期間）とする。

（交付申請書）

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、第4号から第6号までに掲げる書類の全部又は一部を省略することができる。
 - (1) 市税の完納証明書
 - (2) 住民票（個人に限る。）又は登記事項証明書（法人に限る。）
 - (3) 誓約書
 - (4) 営業に関する許認可等を受けたことを証する書類の写し
 - (5) 金融機関との間で交わした設備資金の融資に係る契約書及び返済計画書
 - (6) 温泉旅館等施設の整備等の内容が分かるもの
 - (7) 事業計画書（温泉旅館等施設における営業を再開し、又は開始しようとする者が交付申請を行う場合に限る。）
 - (8) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の交付申請書は、毎年度4月1日から5月31日までに提出しなければならないもの

とする。

(決定通知書)

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告及び補給金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定にかかわらず、補給金に係る実績の報告は、第7条に規定する交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第15条の規定にかかわらず、補給金の額は、前条の規定により通知した額で確定するものとする。

(交付請求書)

第10条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金交付請求書(様式第4号)とする。

(取消通知書)

第11条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金交付決定取消通知書(様式第5号)により行うものとする。

(返還通知書)

第12条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金返還通知書(様式第6号)により行うものとする。

(事業完了報告)

第13条 補給金の交付を受けようとする者又は受けた者は、対象資金に係る温泉旅館等施設の整備等が完了したときは、速やかに温泉旅館等施設の整備等完了報告書(様式第7号)により、市長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金交付申請書

(宛先)

年 月 日

大津市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金の交付について次のとおり申請します。

なお、本申請の審査に当たり金融機関に照会・調査を行うことに異議なく同意するとともに調査に協力します。

整備等に係る 温泉旅館等 施設	名称	
	所在地	大津市 電話番号 —
整備等の 内容と期間	内容	
	期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利子補給 対象資金	借入額及び 返済残高	<input type="checkbox"/> 借入額 円 <input type="checkbox"/> 返済残高 円
	資金の種類	設備資金
	返済利率	年 %
	返済期間	
	返済方法	
利子補給を申請する返済期間		年 月分から 年 月分まで
融資を受ける 金融機関	名称	
	担当者	所属・氏名 電話番号 —
添付書類		※裏面

添付書類

- 市税の完納証明書
- 住民票（個人に限る。）又は登記事項証明書（法人に限る。）
- 誓約書
- 営業に関する許認可等を受けたことを証する書類の写し
- 金融機関との間で交わした設備資金の融資に係る契約書及び返済計画書
- 温泉旅館等施設の整備等の内容が分かるもの
- 事業計画書（温泉旅館等施設における営業を再開し、又は開始しようとする者が交付申請を行う場合に限る。）
- その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金交付決定通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで申請のあった大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

整備等に係る温泉旅館等施設	
利子補給期間	
利子補給金	金 円
交付条件	この利子補給金の交付の決定の日から5年以内に大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金交付要綱第3条各号のいずれかに該当しなくなったときは、速やかに交付を受けた利子補給金を返還すること。

様式第3号（第8条関係）

大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長

年 月 日付で申請のあった大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

整備等に係る温泉旅館等施設	
利子補給期間	
交付しないことと決定した理由	

様式第4号（第10条関係）

大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金交付請求書

（宛先）

年 月 日

大 津 市 長

補助事業者 住所

氏名

印

（法人の場合は、名称及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で交付の決定（確定）のあった大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 給 年 度	年 度
交 付 確 定 金 額	金 円
交 付 請 求 金 額	金 円
振 込 先 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通・当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

様式第5号（第11条関係）

大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金交付決定取消通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 給 年 度	年 度
交付決定（確定）金額	金 円
取 消 金 額	金 円
取消後の交付決定（確定）金額	金 円
取消しをした理由	

様式第6号（第12条関係）

大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号での交付の決定をした大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金について、次のとおり返還を請求します。

返 還 金	金 円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日 まで
補 給 年 度	年 度
交 付 決 定 金 額	金 円
補給金の既交付金額 及び交付年月日	金 円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	金 円

（注） 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。

様式第7号（第13条関係）

温泉旅館等施設の整備等完了報告書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

次のとおり温泉旅館等施設の整備等が完了したので報告します。

整備等に係る 温泉旅館等 施設	名称		
	所在地 大津市		
総工事費	円		
着工年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日
借入金額	円		
返済期間	年 月まで（ ヶ月）		
温泉旅館等 施設の整備等 の内容			

(注) 事業が完了したことを説明できる写真を添付すること。

誓 約 書

私は、大津市温泉旅館等施設整備資金利子補給金の交付を申請するに当たり、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、私が下記の事項に該当する者であるか否かについて、大津市が滋賀県警察本部に照会することを承諾します。

記

私は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住 所

(ふりがな)

氏 名
